

別表十七（三の四）付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が措置法第66条の6第10項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「総資産の帳簿価額38」の欄は、別表十七（三の三）付表の記載要領3に準じて記載します。
- 3 「減価償却費の累計額40」の欄は、別表十七（三の三）付表の記載要領4に準じて記載します。
- 4 内国法人が措置法第66条の9の2第10項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。